

四 農業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項（平成十九年金融庁・農林水産省告示第四号）

改正案					現行				
(附則別紙様式第二号)					(附則別紙様式第二号)				
項目	当期末	経過措置による不算入額	前期末	経過措置による不算入額	項目	当期末	経過措置による不算入額	前期末	経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目 (1)					コア資本に係る基礎項目 (1)				
(略)					(略)				
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額					コア資本に係る調整後少数株主持分の額				
(略)					(略)				
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額					少数株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
(略)					(略)				
(注) (略)					(注) (略)				
(1) コア資本に係る基礎項目 a～f (略) g 「非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」とは、平成二十六年三月三十一					(1) コア資本に係る基礎項目 a～f (略) g 「少数株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」とは、平成二十六年三月三十一日				

日から起算して十年を経過する日までの間においては、自己資本比率改正告示附則第五条第一項又は第二項の規定に従い、自己資本比率告示第十条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額をいい、平成三十六年三月三十一日から起算して五年を経過する日までの間においては、自己資本比率改正告示附則第五条第一項の規定に従い、自己資本比率告示第十条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額をいう。

(2)～(4) (略)

(別紙様式第二号)

項目	当期末	前期末
コア資本に係る基礎項目 (1)		
(略)		
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額		
(略)		
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
(略)		

(注) (略)

日から起算して十年を経過する日までの間においては、自己資本比率改正告示附則第五条第一項又は第二項の規定に従い、自己資本比率告示第十条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額をいい、平成三十六年三月三十一日から起算して五年を経過する日までの間においては、自己資本比率改正告示附則第五条第一項の規定に従い、自己資本比率告示第十条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額をいう。

(2)～(4) (略)

(別紙様式第二号)

項目	当期末	前期末
コア資本に係る基礎項目 (1)		
(略)		
コア資本に係る調整後少数株主持分の額		
(略)		
少数株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
(略)		

(注) (略)

(1) コア資本に係る基礎項目

a～f (略)

g 「非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」とは、平成二十六年三月三十一日から起算して十年を経過する日までの間においては、自己資本比率改正告示附則第五条第一項又は第二項の規定に従い、自己資本比率告示第十条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額をいい、平成三十六年三月三十一日から起算して五年を経過する日までの間においては、自己資本比率改正告示附則第五条第一項の規定に従い、自己資本比率告示第十条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額をいう。

(2)～(4) (略)

(1) コア資本に係る基礎項目

a～f (略)

g 「少数株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」とは、平成二十六年三月三十一日から起算して十年を経過する日までの間においては、自己資本比率改正告示附則第五条第一項又は第二項の規定に従い、自己資本比率告示第十条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額をいい、平成三十六年三月三十一日から起算して五年を経過する日までの間においては、自己資本比率改正告示附則第五条第一項の規定に従い、自己資本比率告示第十条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額をいう。

(2)～(4) (略)

五 漁業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項（平成十九年金融庁・農林水産省告示第五号）

改正案					現行				
(附則別紙様式第二号)					(附則別紙様式第二号)				
項目	当期末	経過措置による不算入額	前期末	経過措置による不算入額	項目	当期末	経過措置による不算入額	前期末	経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目 (1)					コア資本に係る基礎項目 (1)				
(略)					(略)				
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額					コア資本に係る調整後少数株主持分の額				
(略)					(略)				
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額					少数株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
(略)					(略)				
(注) (略)					(注) (略)				
(1) コア資本に係る基礎項目 a～f (略) g 「非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」とは、平成二十六年三月三十一					(1) コア資本に係る基礎項目 a～f (略) g 「少数株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」とは、平成二十六年三月三十一日				

日から起算して十年を経過する日までの間においては、自己資本比率改正告示附則第五条第三項又は第四項の規定に従い、自己資本比率告示第十条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額をいい、平成三十六年三月三十一日から起算して五年を経過する日までの間においては、自己資本比率改正告示附則第五条第三項の規定に従い、自己資本比率告示第十条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額をいう。

(2)～(4) (略)

(別紙様式第二号)

項目	当期末	前期末
コア資本に係る基礎項目 (1)		
(略)		
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額		
(略)		
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
(略)		

(注) (略)

日から起算して十年を経過する日までの間においては、自己資本比率改正告示附則第五条第三項又は第四項の規定に従い、自己資本比率告示第十条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額をいい、平成三十六年三月三十一日から起算して五年を経過する日までの間においては、自己資本比率改正告示附則第五条第三項の規定に従い、自己資本比率告示第十条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額をいう。

(2)～(4) (略)

(別紙様式第二号)

項目	当期末	前期末
コア資本に係る基礎項目 (1)		
(略)		
コア資本に係る調整後少数株主持分の額		
(略)		
少数株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
(略)		

(注) (略)

(1) コア資本に係る基礎項目

a～f (略)

g 「非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」とは、平成二十六年三月三十一日から起算して十年を経過する日までの間においては、自己資本比率改正告示附則第五条第三項又は第四項の規定に従い、自己資本比率告示第十条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額をいい、平成三十六年三月三十一日から起算して五年を経過する日までの間においては、自己資本比率改正告示附則第五条第三項の規定に従い、自己資本比率告示第十条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額をいう。

(2)～(4) (略)

(1) コア資本に係る基礎項目

a～f (略)

g 「少数株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」とは、平成二十六年三月三十一日から起算して十年を経過する日までの間においては、自己資本比率改正告示附則第五条第三項又は第四項の規定に従い、自己資本比率告示第十条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額をいい、平成三十六年三月三十一日から起算して五年を経過する日までの間においては、自己資本比率改正告示附則第五条第三項の規定に従い、自己資本比率告示第十条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額をいう。

(2)～(4) (略)

六 農林中央金庫の自己資本の充実の状況等についての開示事項（平成十九年金融庁・農林水産省告示第六号）

改正案						現行					
(附則別紙様式第二号)						(附則別紙様式第二号)					
(単位：百万円、%)						(単位：百万円、%)					
国際様式 の該当 番号	項目	当期末	経過措 置によ る不算 入額	前期末	経過措 置によ る不算 入額	国際様式 の該当 番号	項目	当期末	経過措 置によ る不算 入額	前期末	経過措 置によ る不算 入額
普通株式等Tier 1資本に係る基礎項目 (1)						普通株式等Tier 1資本に係る基礎項目 (1)					
(略)						(略)					
5	普通株式等Tier 1資本に係る調整後非支配株主持分の額					5	普通株式等Tier 1資本に係る調整後少数株主持分の額				
(略)						(略)					
その他Tier 1資本に係る基礎項目 (3)						その他Tier 1資本に係る基礎項目 (3)					
(略)						(略)					
34-35	その他Tier 1資本に係る調整後非支配株主持分等の額					34-35	その他Tier 1資本に係る調整後少数株主持分等の額				
(略)						(略)					
Tier 2資本に係る基礎項目 (4)						Tier 2資本に係る基礎項目 (4)					

(略)					
48-49	T i e r 2 資本に係る 調整後非支配株主持分 等の額				
(略)					

(別紙様式第二号)

(単位：百万円、%)

国際様式 の該当 番号	項目	当期末	前期末
普通株式等 T i e r 1 資本に係る基礎項目 (1)			
(略)			
5	普通株式等 T i e r 1 資本に係る調整後非支 配株主持分の額		
(略)			
その他 T i e r 1 資本に係る基礎項目 (3)			
(略)			
34-35	その他 T i e r 1 資本 に係る調整後非支配株 主持分等の額		

(略)					
48-49	T i e r 2 資本に係る 調整後少数株主持分等 の額				
(略)					

(別紙様式第二号)

(単位：百万円、%)

国際様式 の該当 番号	項目	当期末	前期末
普通株式等 T i e r 1 資本に係る基礎項目 (1)			
(略)			
5	普通株式等 T i e r 1 資本に係る調整後少数 株主持分の額		
(略)			
その他 T i e r 1 資本に係る基礎項目 (3)			
(略)			
34-35	その他 T i e r 1 資本 に係る調整後少数株主 持分等の額		

(略)			
Tier 2 資本に係る基礎項目 (4)			
(略)			
48-49	Tier 2 資本に係る調整後非支配株主持分等の額		
(略)			

(別紙様式第三号)

(表 略)

(注)

(1)～(4) (略)

(5) 「連結貸借対照表」については、「会員勘定」、「非支配株主持分」及び「負債」のうち該当するものを記載し、「単体貸借対照表」については、「会員勘定」及び「負債」のうち該当するものを記載すること。

(6)～(23) (略)

(略)			
Tier 2 資本に係る基礎項目 (4)			
(略)			
48-49	Tier 2 資本に係る調整後少数株主持分等の額		
(略)			

(別紙様式第三号)

(表 略)

(注)

(1)～(4) (略)

(5) 「連結貸借対照表」については、「会員勘定」、「少数株主持分」及び「負債」のうち該当するものを記載し、「単体貸借対照表」については、「会員勘定」及び「負債」のうち該当するものを記載すること。

(6)～(23) (略)